

木泥舟作業ヲ水中作業ト認メ、ム長靴及浴衣ハ備品トス、
* 矣

ハ公休日直賄料二十錢宿直料四十錢ヲ倍額ニス、ハ、
ト後謀船並、船後業員ノ二時間早出ニ對スル、歩増ノ、
以上ハ調査研究ノ上回答ス、

々、經理課ニ移管強リノ者、發首ノ件ハ事實根ニテ現場限リノ
修理作業ニ從事セシム

リ右研究回答事項ヲ四月二十五日返回答ス、シノ件ハ五月十
一日ニ為ス、ハ、

三事業主側ノ態度

東京市河港課ニアリテハ後業員ニ於テ罷業スルモ何等対策ヲ
為サズ放任ニ居レリ、只前記會見後土木局長ヨリ芝浦工場等ニ
於テハ罷業中ヤルカ事務移管ニヨリ絶對發首ヲキテ以テ此勤
就業セラレタシ市ノ統制ヲ為ス、ハ面白カラサル旨ヲ逆發警告

スル處アリタリ

労働者取締状況

罷業團員ハ隅田川口工事出張所々取員等ヲ強制参加セシメン

トスル、強ヒアルヲ以テ取締ヲ為スト共ニ前記動員ニ際シ喧嘩

セル、橋本考吉當三十七年、出口芳三當三十三年

ノ兩名ヲ所轄麹町丸ノ内警署署ニ檢束セリ

今後特ニ悪化ノ傾向ナク近ク解決スルモノト認メラル、モ

一、デ、一日ノ行動ニ對シハ特ニ注意觀察中ナリ

右及申道ノ報候也